

「気象警報」発表時等の対応の規定についての変更

7 「気象警報」発表時等の対応

（１）朝来市または養父市のどちらか一方、あるいは両市に大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪の（特別）警報発表の場合（「但馬南部」、「兵庫県北部」、「兵庫県全域」と発表の場合も同じ扱い） 午前６時に警報が発表されている場合は、臨時休業とする。

（２）但馬北部および播磨北西部の市町に警報が発表されたが、但馬南部には発表されていない場合

① 但馬南部（朝来市、養父市）の生徒は安全を確認の上、登校する。

② 但馬北部（豊岡市、香美町、新温泉町）及び播磨北西部（神河町）の警報発表地域に居住する生徒については、午前６時に警報が発表されている場合は、公欠とする。

（３）登校後に警報が発表された場合は学校の指示に従う。

（４）気象警報発表の有無に関わらず、公共交通機関が運休の場合、その公共交通機関を利用して通学している者は公欠とする。

附則 令和６年４月１日 一部改正